

空き家活用支援補助金

空き家の活用を応援しています！

令和5年度事業期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

【対象地域】 次のいずれかの地域に所在していること

「佐伯地域」「吉和地域」「宮島地域」若しくは
「廿日市地域・大野地域の市街化区域外」

【対象】 次のいずれかに該当する **空き家**

- 空き家バンクに登録されている物件
- 地域支援員等のマッチングにより活用が決まった物件
- 地域自治組織により、高齢者サロンなどの公益的利用されることが決まった物件（市域全域対象）

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- 対象物件の所有者
- 対象物件を購入（賃借）する者
- 地域自治組織

【補助金の額】 ※③改修…子育て加算あり

	対象	対象経費	補助率	補助上限額
①	手続き等	5万円以上	1/2	20万円
②	家財整理	5万円以上	1/2	20万円
※ ③	改修	30万円以上	1/2	40万円 若年又は子育て(※1) +20万円
④	DIY	5万円以上	1/2	10万円

※1 に該当する方は補助上限合計額の上限が 100 万円

- ① 手続き等（権利関係の整理に必要な費用）
例：相続整理、不動産登記
- ② 家財整理
例：家財の処分、敷地内の木の伐採、除草
- ③ 改修（若年又は子育て世帯には加算有り）
居住の用に供する部分のリフォーム
- ④ DIY（自己改修のための材料の購入費用）
例：ペンキ、壁材、床材

申請手続きの流れ

重要！

① 申請書の提出

必ず、補助対象事業の着手前に
補助金交付申請書の提出が必要です。
裏面に記載の書類とあわせて市に提出して下さい。

予算には限りがあり、
先着順となります

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

② 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

③ 手続きや工事に着手

決定通知書を交付されたら、業者等へ依頼して下さい。

重要！

④ 実績報告書の提出

補助対象事業の完了後、令和6年3月初旬までに
実績報告書と必要な書類を市に提出します。

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

⑤ 補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

重要！

⑥ 請求書の提出

確定通知書を交付されたら、令和6年3月31日までに
請求書を市に提出します。

市が入金準備をします
(1ヵ月程度)

⑦ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係
廿日市市下平良一丁目11番1号
TEL：0829-30-9187 FAX：0829-31-0999
メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



空き家活用支援補助金の申請における必要書類リスト

① 手続き等

1. 交付申請書
2. 見積書（司法書士事務所等に依頼）
3. 登記簿（法務局で取得可能）

② 家財整理

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 写真（家財処分前の住宅、草木等）

③ 改修

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 改修予定箇所の写真、間取り図
4. 表面※1 に該当の方は生年月日の分かるものの写し（運転免許証等）

④ DIY

1. 交付申請書
2. 見積書（ホームセンターの窓口などで取得）
3. 自己改修予定箇所の写真、間取り図、設計図など